

rājapuruṣa と rājapurisa

— 羅什訳「官長」をめぐって —

笠 松 直

1. 問題の所在—「官長」とは誰か

俗縁を絶って出家した者たちからなるとはいえ、仏教教団は社会と無関係に存在しはしない。それゆえ「仏教と社会」は仏教学の重要論題のひとつである。ここに扱う差別と經典との関係もこの論題につらなる。經典自体、歴史的な存在であって、たとえば旃陀羅 *caṇḍāla* や一闍提 *icchantika* を巡る描写に問題なしとしない。これを奉じる仏教教団が近代以前の旧制度を業報の思想によって支えてきたとの評価は逃れ難い。とはいえ經典も諸学匠も、ともに機を捉えて差別の克服を試みてきたのも事実であろう。

ここに扱う『妙法蓮華經』第十二「安樂行品」はしばしば論題とされる箇所を含む。本稿の課題に係る箇所を漢訳で挙げれば以下の通り：「云何名菩薩摩訶薩親近處。菩薩摩訶薩。不親近國王王子大臣官長。不親近諸外道梵志尼捷子等。及造世俗文筆讚詠外書。路伽耶陀逆路伽耶陀者。亦不親近諸有兇戲相掎相撲及那羅等種種變現之戲。又不親近旃陀羅及畜猪羊鷄狗…」(大正藏第九卷37上)。菩薩・摩訶薩は菩薩・摩訶薩に親しむべきであり、國王・王子・大臣・官長に近づくべきではない、諸外道そのほか旃陀羅や畜肉を商う者たちもこれと同じと述べる。

ここは『法華經』が差別的な教えを含む証拠として挙げられる箇所である(門馬1997:30-33)¹、反論の際にもまた引用される(早坂:2007.441-442)。法華の行者は旃陀羅等に近づくべきでないというなら、旃陀羅等は法華の教えから排除されかねない。排除するなら門馬が主張する如く、差別的待遇と言うべきで

1 「特に、「肉業者」や「と畜業」といった、「チャンダラ」(旃陀羅)と言われ、アンタッチャブル(不可触民)とされてきた特定の職業(あるいはカースト)や女性たちを仏道修行者の際限範囲から排除するというのは、これらの人々に対して『法華經』思想が、明瞭な差別的意を有しているものとみなされよう」(門馬1997:32)。

あろう。しかしテキストは同時に国王・王子等にも近づくべきでないともいう。同前であれば世俗社会の上層に位置する彼等も法華の教えから排除されることになる。これも差別的待遇に数えるだろうか。

テキストは後続箇所ですぐさま「如是人等或時來者。則爲說法無所希望」と述べ（大正蔵第九卷37上）、この如き人々がやってきて説法を希望するなら応じよと教える。すなわち上掲のリストは、修行未だ至らざる菩薩には注意を要する人々について列挙したものであり、教えから排除したわけではない²。しかしそれは同時にこうした人々が、修行者の心中になんらか好悪の動揺を引き起こす存在でありえたことを証するものでもある。

さて、前掲した漢訳相当の梵文を本稿の課題に関わる限りで挙げれば、以下の如くである。

KN XIII : 276,1-3^p *yadā [ca] Mañjuśrīr bodhisattvo mahāsattvo na rājānaṃ saṃsevate na rājaputrān na rājamahā-¹²¹mātrān na rāja-puruṣān saṃsevate na bhajate na paryupāste [nopasaṃkrāmati] nānya-tīrthyāṃś carakapa-¹³¹rivrājakājīvakanirgranthān [WT °parivrājaka-jīvaka°] na kāvyasāstraprasṛtān sattvān saṃsevate na bhajate na paryupāste /*

そしてもしも、Mañjuśrīよ、菩薩・摩訶薩が王に親近せず、王子たちに「親近」せず、王の大臣たちに「親近」せず、王の下僚（*rāja-puruṣa*）たちに親近せず、交わらず、仕えず、「近づかない」のならば；異教の者たち「即ち」チャラカ・遊行者・乞食者・ニルグラント教徒たちに、詩や論書に耽溺した人々に親近せず、交わらず、仕えないのならば「以下略」（～ WT 235,18-236,2）。

漢訳「官長」にあたる *rājapuruṣa-* の用例は、Saddhp にはこのほか 1 例を見るのみである。上掲の散文に対応する偈文中の例であり、以下の如く読む。

Saddhp XIII 2 *ācāra-gocaraṃ rakṣed asaṃsṛṣṭaḥ śucir bhavet /
varjayet saṃstavaṃ nityaṃ rāja-putrehi rājabhiḥ // 2 //*

Saddhp XIII 3 *ye cāpi rājapuruṣāḥ kuryāt tehi na saṃstavam /
caṇḍālamuṣṭikāiḥ sauṇḍais tīrthikaiś cāpi sarvaśaḥ // 3 //*

2 「ここでは、あくまで、初心の菩薩が親近するならば、修行の妨げになる虞（おそれ）があるが故に、よくよく心得べきであることが説かれているに過ぎないのである」（早坂2007：344）。

「[[よい] 振る舞いと行動範囲とを護るべきだ。[世間と] 交わることなく清浄になるべきだ。常に、王子たちや王たちと交際することを断じるべきだ。(KN 278,10-11 = WT 238,2-3)」

「そしてまた、王の下僚たちなる者たち、彼らと交際をなすべきではない。チャンダラ・ムシュティカたちと、酔っぱらいたちと、そしてまた異教徒たちとも、すべてについて (KN 279,1-2 = WT 238,4-5)」

対応する偈頌には「應入行處 常離國王 及國王子 大臣官長 兇險戯者 及旃陀羅 外道梵志」(大正藏第九卷37中) 云々とある。つまり羅什は、偈文中には存在しない大臣 (*rājamahāmātra-*) を散文部分から補って「大臣官長」と取り纏め、國王子のあとに続けるかの如くである³。この官長ないし *rājapuruṣa-* とは何者であろうか⁴。

以下に論じる諸用例にみるように、*rājapuruṣa* たちは読んで字の如く王に近侍しており、大臣ないしそれに準ずる存在のこともある (→ 2)。しかし先に見たように Saddhp の偈文では、彼等は明らかに旃陀羅 *caṇḍāla* 等と列挙されている。虚心に見れば、複合語 *rāja-puruṣa-* の構成は *tat-puruṣa-* 「(「彼の・男」即ち) 下僕」を想起させる。羅什の訳にみる「官長」、ある程度の社会的地位を持った存在との解釈は捨てがたいものの (→ 3.1), *rājapuruṣa-* は、とりわけ複数で言及される場合には多く、読んで字の如く単に王の従僕であり、従属階級に属する者たちを含むのではあるまいか。

1. 1. 辞書の記載

手元のサンスクリット語辞書から任意に摘記すれば、PW VI 321は男性名詞 *rājapuruṣa-* を「君侯の奉仕者、吏員 (*Diener* —, *Beamter eines Fürsten*)」とする。CAPPELLER は *rājapuruṣam-*, m. 「王の従僕 (*a royal servant*)」と同義とする。

- 3 言及の順序、もしくは社会的な序列はこの通りと見える。たとえば: Mv II : 474.4ff. *kumārāmātyehi pi abhilakṣitāni rājapuruṣehi pi abhilakṣitāni, Kuśena kṛtāni śamkhaḡajadantabhāṇḍāni* [Ed. MARCINIAK °*gajabhāṇḍāni*] *dṛṣtvā vismayam āpannāḡ / 「貴公子 (*kumāra-*) や諮問官 (*amātya-*) たちによっても見られた, *rājapuruṣa* たちによっても見られた, Kuśa によって作られた法螺貝や象牙の装飾品たちを見ると, [彼らは] 驚きに至った」* (~ Ed. MARCINIAK 550.3f.)。
- 4 「官長」の語自体は、大臣以下の中央百官と地方の上級(勅任)官たる長吏とを併せ呼び、王の下僚たちを総称するものであろう。「大臣・百官・長吏・公卿」の語は『増一阿含経』に見える。

MYLIUS も同様に *rājapumaṃs-* を参照しつつ「王への奉仕者 (*Königsdienner*)」とする。他方 APTÉ は、第一義に“*king's servant*”を挙げるが、第二義に“*a minister*”とする。大臣と使用人とを同じ語で呼ぶのは実用上、難がある⁵。

パーリ語辞書に目を向ければ、ANDERSEN の語彙集は「王の従僕 (*a royal servant*)」とのみ挙げるが、CHILDERS は *rāja-purisa-* は複数で用いられ「官僚、王の従僕、または王の従者たち (*royal officers or servants or train*)」の意味と述べる。PTSD は *rāja-* の項目下に、字義どおりには「王の従僕」であり、複数で用いて兵士・護衛・警吏として王に奉仕する者たちを言うとする (*-purisa* “king’s man,” only in pl. °*purisā* the men of the king, those in the king’s service (as soldiers, body-guard, policeman etc.))⁶。

以上の諸辞書の記載を纏めれば、Skt. *rāja-puruṣa-* ないし Pāli *raja-purisa-* は、語義通りには「王の従者」であり、単数では大臣・閣僚を意味しえるが、多くは複数で用いられて兵士・護衛・警吏たちを意味する、ということになる。要は「省略の複数 *elliptic plural*」であって、単数であればしばしば王の身边に侍る長官職を、複数で用いればその下僚群を意味するものと期待されよう。

2. Mahāvastu における *rājapuruṣa-*

Saddhp の同時代文献として Mahāvastu を参照する。Mv に見える *rājapuruṣa-* たちは時に武装し、王の身边にあるものの⁷、便利遣いされる。以下に見るように、高級な官僚とはいえない。

例えば以下の箇所では、王子の四門出遊に際して、王子の意に沿わぬ（であ

5 単数形と「省略の複数 *elliptic plural*」とで区別をつける可能性もある。例えば：Jā III : 34.13^m *mā taṃ gahesuṃ rājāno gāme kibbisakārakan ti*「村で、悪事をなした君を王たち (i.e. 王の手の者たち) が捕まえないように、と」。注は「ここで *rājāno* とは、*rājapurisa* たちを取り纏めて言ったもの」と説明する (Jā III : 34.14 *Tattha rājāno ti rājapurise sandhāya vuttam*)。

6 加えて *rājapurisa* 「王の従僕；集合的に王への奉仕、公務の吏員」の語も登録する。水野は *rāja-purisa-* と °*purisa-* とを併記して「王臣、王事」とあて、雲井は *rāja-purisa-* のみ挙げて「王事、官職」とする。

7 Mv III : 126,11f. *so dāni teṣāṃ rājapuruṣāṇāṃ iṣv-astra-śikṣitānāṃ py āluptacittānāṃ nāñjāto* [Ed. MARCINIAK °*nāṃ vyākṣiptacittānāṃ cāñjātvā*]「さて彼は、かの *rājapuruṣa* たち一矢玉に熟達してはいるが、心は乱れた者たち一によっては気付かれなかった」(～ Ed. MARCINIAK 154.9f.)。これは「烏本生」の一節で、王宮の台所を(烏から)警備する役目の者たちをいう。

ろう) 者たちを排除する実務者たちである。

Mv II 150,11-13 *evaṃ kumāro mahārheṇa* [152,5 *mahāraheṇa*] *saptaratanacitreṇa yānena, mahatā rājānubhāvena*¹¹²¹ *mahatā rāja-ṛddhīye mahatīye vibhūṣāye. udyānabhūmiṃ niryāntasya rājapuruṣā vāmada*¹¹³¹ *kṣiṇena utsāraṇāṃ karontā* [152,7 *kārayantā*] *gacchanti, yathā kumāro na kiṃcid* [152,7 *kenacid*] *amanāpaṃ paśyeyā* // (～ Mv II : 152,4-7)⁸

このように王子は大なる価値ある、七宝で煌びやかな乗り物によって〔出立した〕、大なる王族の威厳、大なる王族の繁栄、大なる栄光を伴って。遊園地に出立する彼の左右を、rājapuruṣa たちは〔年寄り *jīrṇa*, *vṛddha*・病人 *vyādhitā*・片目 *kāṇa* など障害者たちを〕追い立てながら行く一王子が、意に沿わぬものを何も見ないように。

ブラフマダッタ王がウパカにひと目惚れし、権力でもって王宮に「招く」場面にはこう見える。

Mv III : 185,13-14 *āgaccha, māṇavaka, rājā te śabdāpetitī* [Ed. MARCINIĄK *śabdāvetī tī*] // *so idāni* [Ed. MARCINIĄK *dāni*] *tehi rājapuru*¹¹⁴¹ *ṣehi rājño sakāśaṃ upanūto* // (～ Ed. MARCINIĄK 235,4)

「来い、青年よ、王が君を呼び立てている」。彼はそうして、それらの rājapuruṣa たちによって、王の面前に連れられていった。

Mv I : 188,12以降にタル王の説話が説かれる。王には沙門・婆羅門・乞食を招いては押し込め、飢えさせる趣味があった。彼を教導するため、世尊が比丘集団を化作すると、これを王が食事に招く。

Mv I : 189,15-16^m *rātriṃ prabhātāṃ vijñāya rājapuruṣaṃ abravūt /*
gaccha tvaṃ ṛṣayopagamyā siddhena tvaṃ nimantraya //

夜が明けたのを識別すると、〔王は〕rāja-puruṣa (単数) に言った：「君は行け。聖仙たちに近づいてから、君は〔食事の用意の〕成就を知らせよ」

世尊の一团が招き入れられたのは、綱が張り渡され、堅い門が設備された場所であった (Mv I : 189,18m *śaraṇyaṃ guṇa-saṃpannaṃ dṛḍhārgala-sūyantritāṃ //*)。牢獄である。

8 Ed. MARCINIĄK 191,7ff. (～ Ed. MARCINIĄK 193,1ff.) *...kumārasya mahārheṇa* [193,2 *mahāraheṇa*] *...saptaratanacitreṇa ... rājaṛddhīye* [193,2 *rājariddhīye*] *...vibhūṣāye* [193,3 *vibhūṣāye*] *ussāraṇāṃ karentā* [193,3 *kārayantā*] *...kiñcid* [193,4 *kenaci*] ...。

このように Mv に見られる *rāja-puruṣa* は警吏職、街道の安寧を守る警備職、または側用人ないし典獄職にあると読める。この点、筆者が先年論じた *naḡaraḡuttika* と同様である。恐らく Saddhp 第 XIII 章の *rāḡapurūṣa* たちにもこのような下層の警吏の類いが意図されており、それゆえ *caṇḡāla* 等とともに列挙されたものであろう。これが漢訳に際して「官長」と訳されて原語のニュアンスが失われ、国王・王子・大臣と列挙される定位置を得て、かつ偈文の訳で「大臣官長」と補われ、一概念のごとく扱われたことで、あたかも相当の官職を持つ者と思いなされるに至ったのではあるまいか。

3. パーリ文献における *rāḡapurisa-*

rāḡapurisa- の用例は Jātaka に多数存する。そこで彼等は市民社会に位置を占める一方で (→3.1), これまで見た諸例と同様、多く王権のもとで諸種の仕事に任ずる奉仕者たちである。実力行使を伴う荒事に従事することが多いが (→3.2), 極めて瑣末な用に使役される小間使いのこともある (→3.3)。

3. 1 都市住民の一員

rāḡapurisa- たちに最大公約数的な訳語を与えるなら「王臣」であろう⁹。この意味では広く公務員の類いを総称するものと見える。例えば第478話「使者前生物語」で、師に対する礼金を事故で失ったバラモン（菩薩）はガンジス河畔に座り込み、吝嗇なパーラーナシー王から布施を得ようとする。断食行の事情を伺おうと順次やってくる人々は大人 *mahājana-*、城門そばの村の住人 *dvāraḡāmaḡāsina-* たち、都市住民 *naḡaraḡāsina-* たち、市長 *issaraḡana-*、王の会衆 *rāḡaparisa-* (異読 B^d *rāḡāpūrisā*)、諮問官 *amacca-* たちであった。七日目にやってきた王に菩薩は事情を説明する。

Jā IV : 227,4-6^m *Ahaṃ raṡṡhāni vicaranto niḡame rāḡadhāniyo*
bhikkhamāno mahārāḡa ācariyassa dhanatthiko 62
Gahapatī rāḡapurise mahāsāle ca brāhmaṇe 63ab

「私は諸王国を経巡りながら一都邑たちを、王都たちを一乞食しながら、大王よ、師への礼金を求めて [いました]。家長たちを、*rāḡapurisa* たちを、

9 Jā VI : 100,33f. *āvuso tvaṃ rāḡapuriso na sakkā taṃ pabbājetuṃ ti* 「若人よ、君は王臣だ。君を出家させることはできない」。王の家臣は、王の許可なく出家できない。

大家たちを、そしてバラモンたちを [訪ね乞食しながら]

これによれば rājapurisa たちは、大家長やバラモンといった人々に並ぶ比較的富裕な都市民と見える。ここでは民間人に対して「公務員」といった意味合いであろう¹⁰。ではその職分は如何様なものであろうか。

3. 2 税吏, 警吏, 刑吏としての rājapurisa-

以下の複合語中の例では明らかに「税吏」の意味である。

Jā. V : 98,27-99,1 *balipīṭitā raṭṭhavāsino puttadāre ādāya araṇṇe migā*^[28] *viya carimṣu, gāmaṭṭhāne gāmo nāma nāhosi, manussā rāja-*^[99.1] *purisa-bhayena divā gehe vasituṃ na sakkonti*

税に圧迫された王国の住民たちは、息子・妻たちを連れて荒野で、野獣のように動いた。村落の場所には村というものはなくなった。人々は税吏への恐れ (rājapurisa-bhaya-) によって、日中は家に住むことが出来ない。

人民は、日中は家の門を閉じて息子・妻を連れて荒野へ入り、夕方 (sāyam), 税吏たちが去った後に己の家に帰る (Jā V : 102,1-4 *Tattḥ eko gāmaṅvāsimahallako*^[2] *...gehadvāraṃ parikkhipitvā*^[3] *pidahitvā puttadāraṃ ādāya araṇṇaṃ pavisitvā, sāyaṃ rāja-*^[4] *purisesu pakkantesu attano gharaṃ āgacchanto...*)。

税吏たちについては「昼は税吏たちが奪う；夜は盗賊たちが」(Jā V : 99,3 *divā rājapurisā vilumpanti rattiṃ corā*)¹¹と言われ、盗賊に比すべきものとされる。それが重税を取り立てることによる比喩的表現か否かは詳らかではないが、恐らく相当の実力行使を伴ったものと想像することは許されよう。

第302話「大騎士前生物語」で、バーラーナシー王は辺境の動揺を鎮定しようとして敗北し、とある村へ落ちのびた。村人の多くは恐れて逃げ去るが、ひとりが残って、この早朝に重武装して独行する不審人物へ誰何する。

10 この例のほか、第313話「忍耐論者前生物語」で死去した菩薩を弔うのは王臣 rājapurisa たちと都市民 nāgara たちである：Jā III : 42,21ff. *Rājapurisā ca nāgarā ca gandhamāladhūpahatthā āgantvā Bodhisattassa sarīra-kiccaṃ karimṣu* 「王臣たち (異読 Bⁱ rājāpariyā, B^d rājapurisā 「王の会衆」) と都市民たちとは、香と花輪とを手にしてやってきて、菩薩の遺体への儀礼をなした」。

11 恐らく Jā V : 102,21^m *Rattimhi corā khādanti, divā khādanti tuṇḍiyā* 「夜には盗賊たちが [人民を] 喰らう；昼には Tuṇḍiya (税吏, <*「ついばむ者」?) たちが喰らう」に対応。

Jā III : 8,24-9,5 *Tattha tiṃsa janā rājasevakā vasantī. Te pāto va*^[25] *gāmamajjhe sannipatitvā gāmakiccaṃ karonti. Tasmim̄ khañe rājā vammitaṃ assaṃ āruyha alaṃkatapaṭiyatto va gāma-*^[19,11] *dvārena antogāmaṃ pāvīsi. Ye “kinnu kho idan”*^[2] *ti bhīta*^[21] *palāyitvā sakasakagehāni pavisiṃsu. Eko pan’ ettha attano*^[31] *gehaṃ agantvā rañño paccuggamaṇaṃ katvā “rājā kira pac-*^[41] *cantaṃ gato ti, tvaṃ ko si, rājapuriso, corapuriso?”*^[5] *ti.*^[51] *“Rājapuriso sammā”* ti

そこには三十人の王の奉仕者たちが住んでいた。彼らは早朝に (pāto), 村の真ん中へ集まって、村の仕事をしていた。その時、王は武装した馬に乗って、美々しく装備して、村の門を通過して村の中へ入り込んだ。彼らは「これは何事だ」と恐れ、逃げて、各々の家々へ入り込んだ。しかし一人はこの際、己の家に行かず、王の出迎えをして「王が辺地へ行ったとのこと、君は誰ですか、王臣 rājapurisa ですか、盗賊の手先ですか」と [言った]。「王臣だ、君」¹²と [王は言った]。

また、失せ物 (王冠) の探索に貧民街に (Jā V 442,4f. *dalidda-gehesu*) 出向かされた rājapurisa たち (Jā V 442,13,16) は、蝟集する者たちを杖でもって追い払いもする: Jā V : 442,24 *atha te rājapurisā danḍehi koṭṭetvā pabbājesuṃ* 「そこでかの rājapurisa たちは、杖たちで打って [人々を] 駆り出した」。つまり彼等は貧民街へも赴く警吏ないし捕吏である。

また、盗人を捕えるため都市を封鎖し捜索に従事する警吏にして、刑を執行する刑吏にも任せられる¹³。以下の例の如く、はっきりと「刑吏たち」と訳すべき例も存する。

Jā IV : 29,12-14 *So “na sakkā ito”*^[13] *pāpā mucchitum”* ti nātvā rājapurise āha : *“sace maṃ sūle”*^[14] *uttāsetukāṃ’ attha kovīlārasūlaṃ āharathā”* ti.

12 上掲訳文では Tatpuruṣa で理解した: 「[私は] 王の従僕だ、君 (*samma*)」。ただしこの際、王は Karmadhāraya の理解を踏まえて発言したかもしれない: 「[私は] 王たる男である、まさしく (*sammā*)」。

13 第194話「宝石泥棒前生物語」で、人妻 Sujatā を奪うべくその夫 (菩薩) を陥れようと王が命じて曰く: Jā II : 122,24f. *Rājā “sabbadvārāni pidahitvā sañcāraṃ chinditvā coraṃ pariyesathā”* ti āha. Rājapurisā tathā akāṃsu 「王が: 「全ての城門を閉じて通路を切断し [君たちは] 盗人を追捕せよ」と言った。rājapurisa たちはそのようにした」。濡れ衣を着せられた菩薩の処刑を命ぜられた彼等は: Jā II : 123,9f. Rājapurisā “sīsam assa chindissamā” ti *Bodhisattaṃ uttānaṃ nipajjāpesuṃ* 「rājapurisa たちは「こいつの頭を断ち切ろう」と [言って] 菩薩を上向きに横たわらせた」。

彼は「この罪から脱することはできない」と認識して、刑吏たちに言った：「もし〔君たちが〕私を杭に突き刺すことを望むのなら、黒檀の杭をもってこい」と。

人身供犠の犠牲者たちを駆り集める rājapurisa たちもこれに準じよう¹⁴。

3. 3 小間使いとしての rājapurisa-

あるとき、カメレオン (*kakaṅṭaka*) が門から降り御前に畏まったように見えた。これを奇特とし、王は以後これに褒美として半マーサカ貨ぶんの肉を取らずよう、下僕 *purisa* に命じた (Jā VI 346,8 *rājā ekaṃ purisaṃ āṅāpesi*)。ある日、カメレオンが畏まらずにいることに疑念を生じた王に賢者が答える：「ウポーサタの不殺生日に肉を得られなかった rājapurisa に、戯れに首に半マーサカ貨を縛り付けられたことにより、彼には慢心が生じたのだ (Jā IV 346,25-27 “*uposathaṃāghāte maṃsaṃ alabhantena raja-¹²⁶¹purisena gīvāya baddhaaḍḍhamāsakaṃ nissāya tassa mānena¹²⁷¹ bhavitabban¹²⁷¹ ti*)」。この *purisa* = rājapurisa は「王の使用人」であろう。第22話「犬前生物語」で王宮に乱入し、王の座席の下に入り込んだ犬（菩薩）を追うのも rājapurisa たちである¹⁵。

3. 4 rājapuruṣa-/rājapurisa- の語義

rājapuruṣa- (Pāli *rajaपुरisa*-) は特定の官名・職名ではなく、*tatpuruṣa*- と同様の複合語であって、単に「王の使用人 (*rājñah puruṣa*-)」を言う語であろう。実際、先に引用した *Saddhp XIII 3 ye cāpi rājapuruṣāḥ kuryāt...* の並行箇所でカシュガル写本は *rājñah puruṣa*- と読む：Kashg XIV : 267a2-3 *rājñah puruṣa ye bhonti na tebhīḥ kurya (saṃ) stavan caṅḍālair moṣṭikai-¹³¹ś cāpi tīrthikebh[y]is ca sarvaśah*)。

14 第542話「カンダハーラ司祭官前生物語」で、王は *purisa*- たちを呼ばせ (Jā VI : 134,1f. *Rājā purise pakkosāpetvā*)、自身が天界へ行くための供犠を集めさせる。王は Canda 王子にとどまらず、王女たち・王妃たち、さらに資産家たちをも招集する。rājapurisa たちは行って彼等を連れてくる (Jā VI : 135,8 *Rājapurisā gantvā te ānayimsu*)。

15 Jā I : 176,6ff. *Bodhisatto tattḥ eva gantvā pakkhanditvā rañño āsanassa heṭṭhā pāvisi. Atha naṃ rājapurisā nīharituṃ āraddhā* 「菩薩は他ならぬそこ（王宮）へ行くと、飛び跳ねて、王の座席の下に入り込んだ。すると彼を rājapurisa たちが引き出そうとし始めた」。

王に近侍することでは *amātya-* すなわち「[王の] 家内に属する」者であるが (EWAia I. s.v. *āma*-²), 身分上昇を遂げた大臣たちと異なり (→4)¹⁶, *rājapurūṣa* ないし *rājapurisa* たちは多く便利遣いの雑役夫や¹⁷警備や刑務を任務とする下僚といった位置にとどまる。

4. *rājapurisa-* と *naṅaraguttika-* との関係

王が手元で召し使う使用人 *purūṣa-/purisa-* ということであれば、先年扱ったパーリ語 *naṅaraguttika-* に係る諸用例を想起する点がある。この語は、字義通りには “Guardian of the City”, 「都市の守護者」「都市の護り手」を意味するが、用例を見る限り単数形では都市の司政官ないし警察長官のごとき職を、複数形であれば巡査・刑吏等を意味する¹⁸。

第419話「遊女スラサー物語」では、王は警備隊長（単数の *naṅaraguttika*）に命じて盗賊を捕えさせた。引立てられる盗賊を見てひと目惚れしたスラサーは賄賂で盗賊を請い取り、生活を共にした。しかし盗賊はスラサーを謀殺し宝飾品を奪って逃げようと、山地の祠に連れ出そうとする：Jā III : 436,17-19 “*bhadde*,¹¹⁸¹ *ahaṃ tadā rājapurisehi nīyamāno asukapabbatamatthake ruk-*¹¹⁹¹ *khadevatāya balikammaṃ paṭiṣuṇiṃ*” 「なあ君、私は *rājapurisa* たちに連れられていく際に、あの山の頂にある樹木の神格に供物を約束したんだ」。念願叶って解放されたからにはお礼参りをすべきである、だから着飾って神格に詣でようと誘う。ここでは *rājapurisa* たちは単数の *naṅaraguttika* の下僚たちである。

また第398話「スタナ青年前生物語」に語られる物語では、王は夜叉に一日一人の人身供儀を約束する。王が諮問官 *amacca* に相談すると、囚人を王の代理にするよう助言される。ついに囚人が尽き、千金での求人が公示されると、貧家に生まれた菩薩は母の生活のためこれに応募する：Jā III 326,26-28

16 *amātya-* は Veda 期には家族・親族・身内の者を指し、「大臣 *minister*」の語義は叙事詩・法典類以降に見られる。

17 Jā III : 289,16f. *Rājapurisā gacchaṃ bhinditvā bhūmiṃ samaṃ katvā vālikaṃ okiriṃsu* 「*rājapurisa* たちは藪を拓いて大地を平らにならし、砂を撒いた」。

18 ジャイナ文献では、この職名は傭兵のような存在として描かれることがある。河崎 (2016 : 14f.) に見える、盗賊団に襲われ財宝と娘を奪われた隊商長が娘の救済を依頼する相手、「都市警護官たち」がこの *naṅaraguttika* に当たる由。彼らが相当な武装をしていることについては、さらに前掲注7を参照。

mātaram vanditvā rājapurisehi saddhiṃ rañño santikaṃ gantvā vanditvā aṭṭhāsi 「母に挨拶すると、rājapurisa- たちとともに王のそばに行き、挨拶して立った」。類話は前稿で引用した *Paramatthajotikā* II 218,13-23 (～ *Sārattha-ppakāsini* I : 317,31-318,10) にもあり、そこでは相談役は、ここに見られるような諮問官 *amacca* ではなく単数の *nagaraguttika* であった。ならばこの並行話に見られる *rājapurisa* たちはその下僚であろう。であれば、荒事のうちでも捕吏・警吏、刑吏の実務¹⁹を担う彼らは「*nagaraguttika* たち」と同様、*caṇḍāla* たちに近い。ともに王権の影の存在であるが、もし *rājapurisa* と *nagaraguttika* との違いを挙げるなら、*rājapurisa* が日中に従業する一方 (→3.2), *nagaraguttika* は夜間の警備を主任務とする「夜の王」たることで特徴的である (→笠松：2019)²⁰。

挿話を通覧するに、*nagaraguttika* ないし *rājapurusa*/*rājapurisa* の職務は、カメレオンのような愛玩動物の世話に始まり税吏に至るまで幅広いが、中核的な任務は警吏・刑吏職にある。彼等の一部は大臣に準じるほどの高官に至るが、その多くは実務を担う下僚たちであった。

この状況を理解するには、本邦の検非違使を想起すればわかりよい。検非違使別当ともなれば参議などの閣僚級であろうが、殿上人ともなる佐や大尉・少尉などはともかく、彼らの下僚たちの身分は順次低くなる。最下位の放免たちは犯罪者を捕縛し、囚人を打擲し死刑に処する実務を担う。*rājapurisa- たち* や *nagaraguttika- たち* はこれに当たろう。

こうした実務者たちは、時には無実の常民をも捕縛し罪人となしうることで密やかに畏怖される存在であるが、実は真の権力者ではなく、常民からはしば

19 第31話「雛鳥前生物語」では、*rājapurisa* たちは死刑囚たちを踏みつけさせるため象を導く役目を担う (*Jā* I : 200,5-18)。第51話「マハーシーラヴァ前生物語」では、捕虜となったシーラヴァ王たちを墓地に生き埋めにする死刑執行人の役目を務める：*Jā* I : 264,16-20 *Atha te rājapurisā sāmaccam Sīlavarājānaṃ āmakasusānaṃ netvā galappamāṇe āvāte khaṇitvā Sīlavamahārājānaṃ majjhe ... sabbe pi āvātesu otāretvā paṇsuṃ ākiritvā ghaṇaṃ ākoṭetvā agamaṃsu* 「次に彼ら *rājapurisa* たちは、諮問官たちを伴った *Sīlava* 王を新墓地に導いてから、咽喉の深さの穴たちを掘って、*Sīla* 大王を真ん中に…皆を穴たちの中に下してから、塵土を撒き入れ、固く打ち叩いてから、去った」。

20 *nagaraguttika* たちは夜分 (例えば *Jā* III : 59,9 *ratibhāge*) に従事するのが本務であり、起源説話も彼等の権限が夜間に限られることを明示する。他方 *rājapurisa* たちは、本稿に見るように、早朝 (*pāto*, → *Jā* III : 8,24) 以後ないし日中 (*divā*, → *Jā* V : 99,1) に活動すると述べられる。

しば賤しめられ、排除される²¹。テキストが明言することは少ないが、彼等の多くは恐らく被差別民であったものと思しい。Saddhp XIII 3が *rājapuruṣa*- たちと *caṇḍāla-muṣṭika*- たちとを併記するのはその反映であろう。

5. *nagaraguttika*- の復権と「官長」の誤解

nagaraguttika の職名は近年、都市衛生の先達として言及され、スリランカが古代から都市衛生に意を用いていた証明として挙げられることがある (PRATHAPAN : 2017²²)。ならばこの職名は歴史から、いわば解放され、名誉ある地位へと再生したと言えるかもしれない。しかしこの場合でも、*Nagaraguttika* たる王族アバヤはチャンダーラを配下に都市衛生を担ったと史伝に言われ (Mahāvamsa X 91-92²³)、現代人にも同様に理解される (HERATH : 2001,1²⁴)。被差別階級の解放は達成されずに残る。

この際、*nagaraguttika* の名称が被差別の属性から幾分か解放されたのは、その属僚たち *nagaraguttikā* との関係が閑却されてのこととしたら、断片的な記述を継ぎ合わせてその歴史の一端を明確化した筆者の研究は差別を再生産することになるのだろうか？ 文献学上正しい理解の追求と、忘却による再生と、現実の・現代の被差別集団の解放とを巡る諸課題は一我々の歴史的な経験をも顧みるに一古典文献学者にも無視し得ないものとして迫るように思われる。

rājapuruṣa と「官長」についても同様の論点があり得る。この語は漢訳以来、国王大臣に比せられる名誉ある位置に置かれた²⁵。特に偈文部分の訳では、原

21 「どのような刑にしる、刑の執行にたずさわる者が賤視されたのは、古今東西を通じて変ることがない」(森田・岡本・森 : 1979 : 166)。

22 “One such public health measure was designing of toilets for the urine to get filtered thrice before draining into the soil. A public safety officer called ‘Nagaraguttika’ was entrusted to ensure this!”

23 チャンダーラ500人を都市の清掃に、200人を尿処理に、150人を死体運搬に、同数を墓守に任じたという (91 *pañca satāni caṇḍāla-purise pura-sodhake, duve satāni caṇḍāla-purise vacca-sodhake, 92 diyaḍḍhasata-caṇḍāle mata-nihārake pi ca susāna-gopa-caṇḍāle tattake yeva ādiyī*)。

24 “As early as the 4th century BC, in the reign of King Pandukabhaya, it records that the king appointed 500 chandalas (persons of low caste) to work in cleaning the streets and 200 chandalas for clearing the sewers.”

25 試みに手元の織田得能『法華経講義』第五巻を引けば「国王王子。大臣官長」について「位勢を遠くるなり」「位勢を遠くるは道心を害ふを恐るればなり」と説く (p.60)。

文に存在しない「大臣」を付されて「大臣官長」となり、高官に連なる者の如く読まれた。

漢訳では世俗の栄誉を与えられた *rājapuruṣa* たちは、しかしこの「誤訳」によって得るべき救済の手からこぼれ落ちることにもなった。日蓮が「我は旃陀羅の子なり」と言った際、彼の目に官長 = *rājapuruṣa* たちは見えていたであろうか。彼等の多くは刑吏たち、即ち旃陀羅たちだったはずである。しかし彼等は恐るべき権力機構の一端にあり、しばしば執行機関として我々に対峙し、上方へ排除される。他方その実務の都合から穢れた存在とされ、この点では下方に排除される。彼等はいわば、二重の排除に晒されている。

このような官長 = *rājapuruṣa* たちに寄り添う者は少ない。しかし用例に徴する限り、複数形で言われる場合、*rājapuruṣa* たちはしばしば一 *Saddhp* の原文では *caṇḍāla* たちと並列されたように一微賤の者たちと見え、顧慮されるに値する。

[2022年度・科研費・基盤C「梵文『法華経』形成史および伝承史解明のための文法学的研究」(課題番号20K00067)の成果]

略号解

BHS : Buddhist Hybrid Sanskrit

EWAia : *Etymologisches Wörterbuch des Altindoarischen*

Jā : Jātaka

KN : ケルン・南條校訂 *Saddhp*

Mv : Mahāvastu

PTSD : Pali Text Society's Pali-English Dictionary

PW : Petersburger Wörterbuch (groß)

Saddhp : Sanskrit text of *Saddharmapuṇḍarīka-Sūtra*

WT : 荻原・土田校訂 *Saddhp*

参考文献

ANDERSEN, Dines. *Pāli Reader and Pāli Glossary*. New Delhi : Asian Educational

旃陀羅等の取り扱い（「此に近けは慈心を害へはなり (p.62)」と異なる。

- Service, 1996
- BÖHLINGK, Otto/ROTH, Rudolph. *Sanskrit-Wörterbuch*. 7Bde. St.Petersburg 1855-1875 (Rep. Delhi 1990)
- CAPPELLER, A *Sanskrit-English Dictionary*. Cambridge : Cambridge University Press, 2009
- CHILDERS, R.C. *A Dictionary of the Pali Language*. New Delhi : Munshiram Manoharlal Publishers, 2005
- FAUSBØLL, V. *The Jātaka. Together with its commentary being tales of the anterior births of Gotama Buddha*. 7 vols. Oxford : The Pali Text Society, 1990-1992
- GEIGER, Wilhelm. *The Mahāvamsa*. London : The Pali Text Society, 1908
- 早坂鳳城「法華経は差別経にあらず」『現代宗教研究』第41号, 2007年, pp.440-464
- HERATH, H.M.S.S.D., 'A Brief History of the Development of the Public Health Services in Sri Lanka', *Journal of the College of Community Physicians of Sri Lanka*. 5(1), 2001, pp.1-11
- 平岡聡『ブツダの大いなる物語—梵文『マハーヴァストゥ』全訳—』上下2010年, 大蔵出版
- 笠松直「夜の王—nagaragutika-「都市の守護者」考—」『論集』第46号, 2019年, pp.144(69)-127(86)
- 河崎豊「飢えと屍肉—何のための食事か—」『インド民族研究』15号, 2016年, pp.3-20
- KERN, H. and NANJIO, B. *Saddharmapuṇḍarīka*. Bibliotheca Buddhica X : St. Petersburg, 1908-12
- 雲井昭善『新版パーリ語佛教辞典』山喜房佛書林, 2008年改訂新版
- MARCINIAK, Katarzyna. *The Mahāvastu. A New Edition. Vol. III*. Bibliotheca Philologica et Philosophica Buddhica XIV, 1. The International Research Institute for Advanced Buddhism. Tokyo : Soka University, 2019
- MARCINIAK, Katarzyna *The Mahāvastu. A New Edition. Vol. II*. Bibliotheca Philologica et Philosophica Buddhica XIV, 2. The International Research Institute for Advanced Buddhism. Tokyo : Soka University, 2020
- MAYRHOFER, Manfred. *Etymologisches Wörterbuch des Altindiarischen*. Heidelberg,

I.Band 1992, II.Band 1996

森田嘉徳・岡本良一・森杉夫『ある被差別部落の歴史—和泉国南王子村—』岩波新書, 1979年

門馬幸夫『差別と穢れの宗教研究—権力としての「知」—』岩田書院, 1997年
中村元(監修)『ジャータカ全集』1-10, 春秋社, 1984-1988年(新装版2008年)

MYLIUS, Claus. *Wörterbuch Sanskrit-Deutsch*. Leipzig-Berlin-München : Langenscheidt, 1999

NICHOLAS, C.W. 'Historical Topography of ancient and medieval Ceylon', Journal of the Ceylon Branch of the Royal Asiatic Society. New Series VI, Special Number, 1963.

岡田文弘『『法華経』とジェンダー：安楽行品「親近処」を中心に』『現代宗教研究』56号, 2022年, pp.90-98

織田得能『妙法蓮華経講義』全八巻, 東方出版, 1978年復刻版発行(初版1899年)

PRATHAPAN, SHAMINI. "Pulic Health" before independence', Journal of the College of Community Physicians of Sri Lanka. 2017, p. 23 (1)

RHYS DAVIDS, T.W and William STEDE. *The Pali Text Society's Pali-English Dictionary*. Oxford : The Pali Text Society, 1992

『大正新脩大藏経』第九巻, 大藏出版, 1988年

SMITH, Helmer. *Sutta-Nipāta Commentary, being Paramatthajotikā II. Vol.I*. London : The Pali Text Society, 1916

TODA, Hirohumi. *Saddharmapuṇḍarīkasūtra. Central Asian Manuscripts Romanized Text*. Tokushima : Kyoiku Shuppan Center. 1981

WOGIHARA, U. and TSUCHIDA, C. "Saddharmapuṇḍarīka-Sūtram. Romanized and Revised Text of the Bibliotheca Buddhica Publication by Consulting a Skt. MS. & Tibetan and Chinese Translations." Tokyo : Sankibo Buddhist Book Store, 1934

WOODWARD, F. L. *Sārattha-ppakāsinī*. Vol.II. London : The Pali Text Society, 1977

rājapurusa- and *rājapurisa-*
— An additional note on *nagaraguttika-* —

Sunao KASAMATSU

There are two instances of *rājapurusa-* in the *Saddharma-puṇḍarīka*'s Chapter XIII, which Kumārajīva translated as ‘官長’. This term seems to have been traditionally understood as high officials, but there is room for further examination. The word would be a *taṭpuruṣa* compound meaning ‘a king’s servant’.

Dictionaries say that the word means ‘a royal officer or servant’ especially in the plural. If we look at the *Jātaka* and *Mahāvastu* for examples, they serve as chameleon’s caretaker (→ 3.3), road sweepers (→ 2), tax collectors, constables and executioners (→ 3.2). Therefore, many of them were probably untouchables, as juxtaposed with *caṇḍālas* in *Saddhp* XIII 13.

In this respect, they are like as *nagaraguttikas*, which I dealt with formerly. *Rājapurisas* appear as subordinates of the *amacca* or *nagaraguttika*. Therefore *rājapurisas* are the same as *nagaraguttikas*. But *rājapurisas* differ from *nagaraguttikas*, who work at night, in that they are engaged in work during the day (→ 4).